

岡山県公報

発行
岡山県
岡山県岡山市山下
二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

目次

規則

- 温泉法施行細則の一部改正……………一
- 岡山県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正……………五
- 母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正……………五
- 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則の一部改正……………五
- 訓令**
（以上県例規集登載）
- 岡山県動物愛護管理指導班設置規程の廃止……………五
- 岡山県公聴広報事務取扱規程の一部を改正する規程……………五
- 岡山県食品衛生監視機動班設置規程の一部改正……………五
- 岡山県工事検査規程の一部改正……………五
- 合同訓令**
（以上県例規集登載）
- 岡山県青少年総合対策本部規程の一部改正……………六
- 岡山県土地利用調整会議設置規程の一部改正……………六
- 告示**
（以上県例規集登載）
- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正……………六
- 岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領の一部改正……………七
- 岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約指名競争入札参加資格審査要領の一部改正……………七
- 岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領の一部改正……………七
- 水門看守人設置規程の一部改正……………七
- 港湾施設における制限区域の設定等の一部改正……………七
- 公告**
（以上県例規集登載）
- 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等……………七

規則

岡山県規則第八十七号

温泉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年四月一日

岡山県知事 石井正弘

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（昭和六十二年岡山県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第五号及び様式第六号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第十一号中「加熱、循環利用、混湯、注水、ろ過装置、熱交換機、滅菌装置、薬剤注入」を「加水、加温、混湯、循環・ろ過、入浴剤添加、消毒」に

- 1 原則として、温泉源及び利用施設におけるものの両方を必要とする。
- 2 温泉法に基づき登録分析機関が分析したもの（申請時に分析を受けたものを原則とするが、過去10年以内に受けた分析でも可とする。）

を「登記事項証明書」に改める。
「登記簿の謄本」

を「登記事項証明書」に改める。
様式第十一号及び様式第十三号中「加熱、循環利用、混湯、注水、ろ過装置、熱交換機、滅菌装置、薬剤注入」を「加水、加温、混湯、循環・ろ過、入浴剤添加、消毒」に改める。
様式第十四号を次のように改める。

外

号

岡山県公報

平成17年4月1日

様式第14号（第13条関係）

温泉の成分等の揭示内容届出書

年 月 日

岡山県 保健所長 殿

届出者	住所（主たる事務所） の所在地
フリガナ	
氏名（名称）	
フリガナ	
法人にあつては、代表者の氏名	
電話番号	（ ） -

温泉の成分等を揭示したいので、温泉法（昭和23年法律第125号）第14条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

利用の目的	浴用	飲用			
届出の理由					
温泉のゆう出地	市郡	町村	地目		
	大字	字	番	地	温泉源の名称
温泉源の所有者の住所及び氏名					
温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場所	所在地				
	種別				
	名称				
	構造				
利用許可年月日及び指令番号	岡山県指令 年 月 日 号				

温泉の温度並びに成分並びにその分析及び検査を行った登録分析機関	温度	℃	利用量	m ³ /日
	成分	泉質	別添分析書のとおり	
	分析年月日	年 月 日		
	登録分析機関の名称			
	登録番号	号		
	項目	有無	有の場合その理由	
温泉の成分に影響を与える項目（浴用に供する場合に限る。）	加水			
	加温			
	循環・ろ過			
	入浴剤添加			
	消毒			
揭示の内容	別添のとおり			

備考 1 所定の欄に全部を記載できない場合は、別紙に記載して添付すること。
2 次の表に掲げる書類を添付すること。

書 類	摘 要
利用施設の平面図	揭示場所を示したもの
成分分析書 (写し)	温泉法に基づく登録分析機関が分析したもの (届出時に分析を受けたものを原則とするが、過去10年以内に受けた分析でも可とする。)
成分等の揭示書	以下の内容を記載したもの 1 源泉名 2 温泉の泉質 3 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度 4 温泉の成分 5 温泉の成分の分析年月日 6 登録分析機関の名称及び登録番号 7 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由 8 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由 9 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨 (ろ過を実施している場合は、その旨を含む。) 及びその理由 10 温泉に入浴剤 (着色し、着色し、又は入浴の効果が高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。) を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由 11 浴用又は飲用の禁忌症 12 浴用又は飲用の方法及び注意

様式第十五号及び様式第十六号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第十八号中「登記簿の謄本」を「の登記事項証明書」に改める。

様式第二十号及び様式第二十一号中「利用温泉源において温泉法」を「温泉法」に改める。

様式第二十三号中「加熱、循環利用、注水、ろ過装置、薬剤注入」を「加水、加温、循環・ろ過、入浴剤添加、消毒」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 温泉法施行規則の一部を改正する省令 (平成十七年環境省令第二号) の公布の際現に温泉法 (昭和二十三年法律第百二十五号) 第十四条第一項の規定に基づく揭示をしている者が、同省令附則第二項の規定により行う届出は、この規則による改正後の温泉法施行細則様式第十四号に代えて、次の様式により行うことができる。

温泉の成分等の揭示内容届出書（追加）

年 月 日

岡山県 保健所長 殿

届出者

住所（主たる事務所） （の所在地）	
フリガナ	
氏名（名称）	
フリガナ	
法人にあっては、代表者の氏名	
電話番号	（ ） -

温泉の成分等の揭示に項目を追加したいので、温泉法（昭和23年法律第125号）第14条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

温泉源の名称			
所在地			
温泉を公共の浴用に供しようとする場所名称			
利用許可年月日及び指令番号	岡山県指令 年 月 日号		
温泉の成分に影響を与える項目（浴用に供する場合に限る。）	項目	有無	有の場合その理由
	加水		
	加温		
	循環・ろ過		
	入浴剤添加		
消毒			
揭示内容	別添のとおり		

備考
1 所定の欄に全部を記載できない場合は、別紙に記載して添付すること。
2 次の表に掲げる書類を添付すること。

書 類	摘 要
利用施設の平面図	揭示場所を示したもの
成分等の揭示書	以下の内容を記載したもの 1 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由 2 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由 3 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由 4 温泉に入浴剤（着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。）を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由

3 この規則による改正前の温泉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

●岡山県規則第八十八号

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年四月一日

岡山県知事 石 井 正 弘

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十三年岡山県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「当該動物を収容した保健所等」を「岡山県動物愛護センター」に改める。

第二十二條第三項中「保健所長」を「岡山県動物愛護センターの長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

●岡山県規則第八十九号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年四月一日

岡山県知事 石 井 正 弘

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和四十年岡山県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「能力者」を「行為能力者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

●岡山県規則第九十号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年四月一日

岡山県知事 石 井 正 弘

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則の一部を改正する規則

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則（昭和四十二年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「所轄地方振興局長」を「所轄県民局長」に改める。

別記様式第一号中「登記簿の謄本または抄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

●岡山県訓令第二十四号

保健福祉部 保健所

岡山県動物愛護管理指導班設置規程（昭和四十二年岡山県訓令第十五号）は、廃止する。

平成十七年四月一日

岡山県知事 石 井 正 弘

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

●岡山県訓令第二十五号

庁 中 一 般
出 先 機 関

岡山県公聴広報事務取扱規程（昭和四十九年岡山県訓令第十六号）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

岡山県知事 石 井 正 弘

第二条第一項、第四項及び第三条中「地方振興局」を「県民局」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

●岡山県訓令第二十六号

保健福祉部 保健所

岡山県食品衛生監視機動班設置規程（昭和四十三年岡山県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

岡山県知事 石 井 正 弘

別表設置保健所の欄中「井笠保健所」を「倉敷保健所」に改め、同表所管区域の欄中「阿新保健所」を「新見保健所」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

●岡山県訓令第二十七号

庁 中 一 般
出 先 機 関

岡山県工事検査規程（昭和四十一年岡山県訓令第十六号）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

岡山県知事 石 井 正 弘

第二条第一号中「各地方振興局」を「各県民局」に改め、「岡山地方振興局の各建設事務所長及び児島湖流域浄水事務所長」を削り、「倉敷地方振興局」を「備前県民局」に改める。

第十条中「地方振興局長」を「県民局長」に改める。

様式第七号及び様式第八号中「~~各地方振興局~~」

「~~各地方振興局~~」を「~~各地方振興局~~」

「~~各地方振興局~~」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

合同訓令

●岡山県訓令
岡山県教育委員会訓令第一号
岡山県警察訓令

岡山県青少年総合対策本部規程（昭和四十二年岡山県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。
平成十七年四月一日

岡山県知事 石 井 正 弘
岡山県教育委員会 福 島 克 臣

第三条第一項中「五名以内」及び「九名」を削り、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3 本部員は、出納長、公営企業管理者、政策審議監、知事室長及び知事部局各部の長をもつて充てる。

4 幹事長は生活環境部次長を、常任幹事は青少年課長、健康対策課長、子育て支援課長、指導課長、保健体育課長、生涯学習課長、人権・同和教育課長及び少年課長をもつて充てる。

5 幹事は、政策審議監付参与、総務企画課長、総務学事課長、国際課長、県民生活課長、文化振興課長、男女共同参画課長、生活衛生課長、医薬安全課長、労政・雇用対策課長、農業経営課長、都市計画課長及び少年補導官をもつて充てる。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。
第四条第四項中「常任幹事」を「幹事長、常任幹事」に改め、同条の次に次の一条を

加える。

（会議）

第五条 本部の会議は、本部長、副本部長及び本部員による本部会議、幹事長、常任幹事及び幹事による幹事会並びに常任幹事会とする。

2 本部会議は、本部長が招集し、幹事会は、幹事長が招集する。

3 常任幹事会は、青少年課長が招集する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

●岡山県訓令
岡山県企業訓令第一号
岡山県教育委員会訓令第一号
岡山県警察訓令

岡山県土地利用調整会議設置規程（昭和四十八年岡山県企業訓令第一号）の一部を次のように改正する。
平成十七年四月一日

岡山県知事 石 井 正 弘
岡山県公営企業管理者 龍 門 功 弘
岡山県教育委員会 福 島 克 臣

第二条第一号中「地方振興局長」を「県民局長」に改める。

別表第二中「消防防災課長」を「危機管理課長、消防保安課長」に改め、「河川開発課長」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告示

●岡山県告示第二百七十六号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金

等の名称等の制定)の一部を次のように改正し、平成十七年度分の補助金から適用する。

平成十七年四月一日

表農林水産部の部木にこだわった街づくり推進事業補助金の項を次のように改める。

岡山県知事 石 井 正 弘

おかやまの木 でつくる快適 環境整備促進 事業補助金	各種木材利用 の見本となる 床、壁及び木 製用具を整備 する。木材に め、県産材の 需要拡大を図 る。	市町村 及び学 校法人 に住所 を有し る。岡山 県知事 が所轄 する私 立学校	1 木とふれあ う空間整備 事業 2 木製用具等 整備事業	補助対象事業費の 二分の一以内
-------------------------------------	--	---	---	--------------------

●岡山県告示第二百七十七号

岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領(平成十三年岡山県告示第四百四号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

岡山県知事 石 井 正 弘

第三条第四項中「参入する」を「算入する」に改める。

別表第四号中「一月以上六月以下」を「一月以上九月以下」に改め、同表第六号から第十号までの規定中「により」の下に「、裁判官の発する令状による差押え、搜索若しくは検証を受け、若しくは」を加え、同表第十一号中「違反したことにより、公正取引委員会から処分を受けることとなったとき」を「違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき」に改め、同表第十二号中「者が」の下に「競売入札妨害又は」を加え、「により」の下に「、裁判官の発する令状による差押え、搜索若しくは検証を受け、若しくは」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●岡山県告示第二百七十八号

岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約指名競争入札参加資格審査要領(昭和五十六年岡山県告示第六百二十号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

岡山県知事 石 井 正 弘

第四条第二項第六号中「商業登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第八号中「岡山県地方振興局長」を「岡山県民局長」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の岡山県測量及び建設コン

サルタント業務委託契約指名競争入札参加資格審査要領の規定は、同日以後の申請に係る資格審査について適用する。

●岡山県告示第二百七十九号

岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領(平成九年岡山県告示第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

岡山県知事 石 井 正 弘

第一条中「百六十七条の十一第二項」を「第百六十七条の十一第二項」に改める。

第五条第三項第八号中「岡山県地方振興局長」を「岡山県民局長」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領の規定は、同日以後の申請に係る資格審査について適用する。

●岡山県告示第二百八十号

水門看守人設置規程(昭和三十三年岡山県告示第四百二十二号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成十七年四月一日

岡山県知事 石 井 正 弘

第三条中「地方振興局長(岡山地方振興局建設部玉野建設事務所長及び建設事務所所長並びに倉敷地方振興局水島港湾事務所所長)」を「県民局長(備中県民局水島港湾事務所所長)」に改める。

第四条、第五条第二項及び第八条中「地方振興局長」を「県民局長」に改める。

●岡山県告示第二百八十一号

平成十六年岡山県告示第四百十七号(港湾施設における制限区域の設定等)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

岡山県知事 石 井 正 弘

本文中「岡山県倉敷地方振興局」を「岡山県備前県民局」に、「岡山県岡山地方振興局建設部玉野建設事務所」を「岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所」に、「岡山県岡山地方振興局建設部岡山港管理事務所」を「岡山県備前県民局建設部岡山港管理事務所」に、「岡山県東備地方振興局建設部」を「岡山県備前県民局東備支局地域建設室」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

公 告

(三〇六)建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以下「省令」という。)第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、建設業法(昭和二十四年法

律第百号。以下「法」という。）第二十七条の二十六の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九の規定による総合評定値の請求の時期及び方法等を定めたので公示する。

なお、法第二十七条の二十四第一項に規定する経営状況分析については、省令第十九条の二第一項の規定により、法第二十七条の二十四第一項に規定する登録経営状況分析機関が公示する申請の時期及び方法等に従い行うこととする。

また、平成十六年三月一日付け公告（経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等について）については、平成十七年三月三十一日限り、廃止した。

平成十七年四月一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 審査基準日

審査の基準となる日（以下「審査基準日」という。）は、経営規模等評価の申請をする日の属する営業年度の直前の営業年度の終了の日とする。ただし、新規設立業者で営業年度が終了していないものの審査基準日は、個人にあっては事業開始の日、法人にあっては設立の日とする。

二 申請の時期

平成十七年四月一日（金曜日）から随時（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、毎年一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までを除く。）とする。ただし、受審の頻度を確保するためには、審査基準日の翌日から起算して四月以内に申請しなければならない。

三 申請書類の受付

申請書類（五の1に掲げる書類並びに五の2の5のうち審査対象営業年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の控えをいう。四において同じ。）は、簡易書留による郵送の方法により受け付ける。

四 申請書類の提出先

申請書類の提出先は、主たる営業所の所在地を担当する県民局及び支局とする。

備前県民局 岡山市弓之町六一（郵便番号七〇〇一八六〇四）
備前県民局東備支局 和気郡和気町和気四八七一二（郵便番号七〇九一〇四九二）
備中県民局 倉敷市羽島一〇八三（郵便番号七二〇一八五三〇）
備中県民局井笠支局 笠岡市六番町二一五（郵便番号七二四一八五〇二）
備中県民局高梁支局 高梁市落合町近似二八六一（郵便番号七二六一八五八五）
備中県民局新見支局 新見市高尾二四〇〇（郵便番号七二八一八五五〇）
美作県民局 津山市山下五三（郵便番号七〇八一八五〇六）
美作県民局真庭支局 真庭市勝山五九一（郵便番号七二七一八五〇一）
美作県民局勝英支局 美作市入田二九一一（郵便番号七〇七一八五八五）

五 提出書類

1 申請書及び添付書類

(1) 経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（省令別記様式第二十五号の十一によるもの）

(2) 工事経歴書（省令別記様式第二号の二によるもの。以下同じ。）

(3) 経営状況分析結果通知書（省令別記様式第二十五号の十によるもの）

2 その他の確認書類

(1) 申請時点で有効な建設業許可申請書並びに建設業許可申請書及び添付書類等の変更届の副本

(2) 社会保険事務所の受付印のある健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届

(3) 賃金台帳

(4) 工事経歴書に記載されている工事の工事請負契約書又は注文書の原本及び請書の写し並びに工事台帳

(5) 審査対象営業年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の控え並びに消費税及び地方消費税納税証明書

(6) 技術職員名簿（省令別記様式第二十五号の十一別紙二によるもの）に記載した職員の資格検定合格証等の写し

(7) 審査基準日に係る雇用保険の領収証書及び労働保険概算確定保険料申告書、保険料納入証明書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は被保険者証

(8) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書

(9) 中小企業退職金共済制度・特定退職金共済団体制度の加入証明書、掛金証明書又は労働基準監督署の受付印のある就業規則若しくは労働協約

(10) 厚生年金基金加入証明書、適格退職年金契約書、確定拠出年金運営機関の発行する加入証明書、企業年金基金の発行する加入証明書又は資産管理運用機関の発行する加入証明書

(11) 建設業労災補償共済制度加入証明書、全国建設業労災互助会加入証明書兼領収書、全国中小企業共済協同組合連合会の労働災害補償共済契約加入者証書、労働災害総合保険の保険証券、準記名式の普通傷害保険証券又は政府労災の保険料申告書及びその領収書

六 建設業経理事務士の合格証の写し 指定審査

申請書及び添付書類並びにその他の確認書類に基づき指定審査（現地審査）を実施する。

七 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価の結果の通知及び総合評定値の通知は、省令別記様式第二十五号の十二により、申請者あてに郵送する。

八 再審査について

1 経営規模等評価の結果について異議のある申請者は、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に、次に掲げる書類を岡山県知事に提出して、再審査を申し立てることができる。なお、総合評定値の請求を行っていた申請者については、再審査においても総合評定値を通知することとする。

九

- (1) 当該経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
- (2) 経営規模等評価再審査申立書（省令別記様式第二十五号の十一によるもの）
- (3) 五に掲げる書類のうち異議のある審査項目を確認するために必要な書類
- 2 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の通知を受けた申請者は、当該改正の日から百二十日以内に限り、次に掲げる書類を岡山県知事に提出して再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができる。なお、総合評定値の請求を行っていた申請者については、再審査においても総合評定値を通知することとする。
- (1) 当該経営規模等評価結果通知書の写し
- (2) 経営規模等評価再審査申立書（省令別記様式第二十五号の十一によるもの）
- その他
- 申請等についての詳しいことは、岡山県土木部監理課（電話〇八六（二二六）七四六三）へ問い合わせること。